

1 改正中華人民共和国对外貿易法

2 中華人民共和国危険化学品安全法

1. 改正中華人民共和国对外貿易法

(2025年12月27日公布、2026年3月1日施行)

2026年3月1日より施行される中華人民共和国对外貿易法（以下、「本法」といいます。）が、2025年12月27日に全国人民代表大会常務委員会より改正が可決された。今回の改正は、国内外の貿易体制が著しく変化し、新たな産業形態やビジネスモデルが発展し、同時に保護主義が台頭する背景に基づき、国家の安全保障と対抗能力の強化を重要な目標として現行法を体系的に改正したものになります。本法は、对外貿易経営者の管理、貨物・技術の輸出入、国際サービス貿易、知的財産権保護、貿易秩序、貿易調査、貿易救済、貿易促進及び法的責任などの多方面にわたる分野をカバーしており、今回改正された主な内容として以下のものが挙げられます。

① 貿易促進措置の体系化

- A. 海外サービス提供者による越境供給、海外消費、自然人移動モデルを通じた国際サービス貿易の展開に対して、越境サービス貿易ネガティブリスト管理制度を実施します。
- B. 对外貿易に関する知的財産権の国際交流・協力を促し、对外貿易に関する知的財産権の外交渉を積極的に推進します。海外知的財産権の事前警告及び権利保護支援情報プラットフォームを整備・強化し、对外貿易経営者の知的財産権コンプライアンス水準とリスク対応能力を向上させています。
- C. 对外貿易のデジタル化の発展を支援し、情報技術手段の对外貿易活動における応用を促進し、電子船荷証券、電子インボイス等の利用を支援し、デジタル証明書、電子署名等の国際的な相互承認を推進し、对外貿易のデジタル化と利便化水準を向上させています。
- D. グリーン貿易システムの構築を加速し、グリーンで低炭素な製品の輸出入を奨励し、グリーン貿易に関する製品基準、認証、表示システムの整備を推進し、グリーン貿易における国際協力を強化します。

② 貿易報復措置の補完及び整備

- A. 中国の主権、安全、発展上の利益等を侵害する行為を行った海外の個人、組織に対し、貿易禁止・制限等の報復措置を講じることができ、また、報復措置の回避を支援し協力する行為に対し処罰を行うことを明確にしました。

- B. 国家安全の維持等の理由に基づき、貿易禁止・制限又はその他の必要な措置を講じることができる旨を明記しました。
- C. 関連する条約・協定に定められた紛争解決メカニズムが正常に機能せず、中国の利益が失われ又は損なわれる場合、又は条約、協定の目的が達成できない場合、実際の状況に応じて相応の措置を講じることができると定めました。

③ 監督管理の強化、法的責任の拡大

- A. 国営貿易を無許可で営む行為に対する罰金の上限を、本法の2022年改訂版の5万元から50万元に引き上げています。輸出入禁止・制限貨物・技術に関する違法行為の罰金基準を、「違法所得が1万元未満の場合は1万元以上5万元以下の罰金を科す」から「違法所得がない場合、または違法所得が50万元未満の場合は50万元以下の罰金を科す」に改定し、罰金額を大幅に引き上げています。
- B. 一部の違法行為に対して、1~5年の对外貿易への従事禁止期間を新設します。国営貿易を無断で営み、かつ情状が重い場合、3年間は関連業務の申請を受理せず、または認可を取り消します。輸出入禁止・制限規定、海外主体貿易制限規定に違反した場合、1~5年間は関連对外貿易活動への従事を禁止することができる旨定められました。
- C. 部門間の共同懲戒メカニズムを確立しました。本法の規定に基づき对外貿易関連活動への従事が禁止された場合、従事禁止期間中は、税関は関連する禁止決定に基づき輸出入貨物の通関検査・放出手続きを行わず、中国人民銀行・外國為替管理部門・金融機関は関連する禁止決定に基づき、関連する為替決済・外貨販売手続き・外貨受取・外貨支払・クロスボーダー人民元決済などの資金収支手続きを行わないものとされました。

2. 中華人民共和国危険化学品安全法

(2025年12月27日公布、2026年5月1日施行)

全国人民代表大会常務委員会にて、2025年12月27日に中華人民共和国危険化学品安全法（以下、「本法」といいます。）が可決され、2026年5月1日から施行されることになりました。本法は、既存の行政法規である「危険化学品安全管理条例」に基づき、危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営、輸送、緊急対応等の全プロセスを基本的に網羅しており、化学製品に関する企業などに対して

重要な規範的意義を持っています。本法は多方面にわたって改正されており、主な内容は以下の通りです。

① 事業者主体责任の強化及び遂行

危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営、輸送等の事業者は、全て安全生産責任制を実施し、安全リスクの等級別管理と隠れた危険の点検管理という二重の予防メカニズムを構築しなければなりません。

② 化学工業園区における安全管理の強化

地方においては化学工業園区等の適切な区域を設計し、専ら危険化学品の生産及び貯蔵に利用し、新設及び拡張する危険化学品生産建設プロジェクトは化学工業園区に入居しなければなりません。

③ 危険化学品の生産及び貯蔵における安全管理の強化

危険化学品建設プロジェクト及び危険化学品港湾建設プロジェクトは、安全条件審査及び安全施設設計審査を実施しなければならず、危険化学品生産企業は、安全生産許可証を取得しなければなりません。

危険化学品を生産・貯蔵する企業は、プロセス安全管理を強化し、作業場に相応の安全施設、設備を設置し、自社に対し3年ごとに安全評価を実施し、要求に従い危険化学品を包装しなければなりません。

危険化学品は専用の貯蔵場所に貯蔵し、劇毒化学品の貯蔵状況は関係部門に届け出を行わなければなりません。

④ 危険化学品の使用における安全管理の強化

危険化学品を使用する事業者は、安全管理規則制度及び安全操作規程を確立し整備し、安全な使用を確保しなければなり

ません。

中国の法律などが規定する種類の危険化学品を使用して生産を行い、かつ使用量が規定数量に達する化学工業企業は、危険化学品安全使用許可証を取得しなければなりません。

⑤ 危険化学品の経営における安全管理の強化

本法は、危険化学品の経営に対し許可制度を実施し、危険化学品経営許可の具体的な条件と要求を定めます。

なお、劇毒化学品、爆発物を製造しやすい危険化学品の販売及び購入行為を厳格に規範化し、販売及び購入情報を遅滞なく公安機関に届け出るよう求めます。

⑥ 危険化学品の輸送における安全管理の強化

危険化学品輸送企業は、危険貨物道路輸送許可／相応の危険貨物水路輸送許可を取得する、又は届出手続きを行わなければなりません。従事者は従業資格を取得し安全に作業し、輸送過程では安全防護措置を講じなければなりません。

道路での危険化学品の輸送は、積載重量を超えてはならず、車両は安全技術条件を満たし、かつ警告標識を掲示又は塗装し、要求に従い護送員を配置しなければなりません。輸送車両が通行制限区域に入る場合、又は道路による劇毒化学品の輸送を行う場合には、通行許可も取得しなければなりません。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えています。主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。